

平成23年11月7日

顧問先各位

戸田会計事務所
所長 戸田裕陽

所得税の「雑損控除」と災害減免法による「所得税」減免の相違点 被災納税者の救済制度

東日本大震災による被災納税者の多くは所得税の「雑損控除」や災害減免法による「所得税の減免」の適用をうけることが予想されます。

I. 雑損控除

居住者又はその者と生計を一にする親族の有する資産について、災害等による損失が生じた場合において、雑損控除の算式で求められた額のうちいずれか多い方の金額を所得金額から差し引くことができます。

II. 災害減免法による所得税の軽減・免除

災害により住宅又は家財についてその住宅または家財の価額の2分の1以上の被害を受けた者でその被害を受けた年分の合計所得金額が1000万円以下であるものは、所得税法の雑損控除に代えて、それぞれに掲げる所得税の軽減又は免除を受けることができます。

- ①所得金額が500万円以下であるとき・・・所得税額の全額
- ②所得金額が500万円を超750万円以下であるとき・・・所得税額の2分の1
- ③所得金額が750万円を超え1000万円以下であるとき・・・所得税額の4分の1

III. 雑損控除と災害減免法の選択

同一災害による損失は、所得税の「雑損控除」と災害減免法による「所得税の減免」のいずれか一方のみが適用可能となります。

IV. 震災特例法による特例

住宅や家財などについて大震災により生じた損失の金額は、納税者の選択により平成22年の所得税において雑損控除または災害減免法による所得税の減免を適用できることとなりました。

大震災の影響により平成23年の所得はわずかしか発生しない納税者が多数となることが予想されるため、平成22年に遡って雑損控除または災害減免法による所得税の減免を適用できるようにしたものであります。

この法律の施行日前に平成22年分の確定申告書を提出している場合には、施行日から1年間については、この特例を受けるための更正の請求をすることができます。